

被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合（以下「組合等」という。）が行う東日本大震災で被災した共同施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、組合等の復旧を促進することを目的とする。

(補助対象施設等)

第3条 補助金の交付対象となる組合等の共同施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合が所有し、専ら組合事業に使用される組合会館及び組合事務所
- (2) 前号に掲げるほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号、以下「激甚法施行令」という。）第27条に規定する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場に該当しないその他の共同施設で組合事業に必要不可欠なもの
- (3) 信用協同組合、企業組合及び商店街振興組合においては、前各号に掲げるほか、激甚法施行令第27条に規定する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場に該当する共同施設で組合事業に必要不可欠なもの

2 補助金の交付対象となる施設及び設備等は、前項に定める組合等の共同施設のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 建物
- (2) 建物以外の工作物
- (3) 土地
- (4) 設備（業務に不可欠な機械及び装置（前項第2号及び第3号に該当する場合に限り、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める特殊自動車及び特種用途自動車を含む。）を含む。）

なお、災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として算入するものとする。

(補助率等)

第4条 知事は、交付申請書の審査及び必要に応じた現地調査等に基づき補助の対象とされた事業について、組合等の所有する前条で定める共同施設の災害復旧事業の経費を補助する場合には、当該経費が100万円以上となる事業に対して、予算の範囲内において一組

合当たりにつき当該経費の2分の1以内の額又は2千万円のいずれか低い額を交付する。

- 2 共同施設の災害復旧事業の経費が国庫補助事業等の対象となることが明らかな場合は、当該経費から国庫補助事業等による補助額を差し引いた額に対して、前項に基づき交付額を算定する。

第5条 補助の対象とする共同施設のうち組合会館及び組合事務所においては、施設内で員外利用者の利用率が利用者全体の20パーセントを超える箇所は、その用途が利用構成員（協同組合連合会及び商工組合連合会にあっては、その会員たる組合の組合員を含む。）への直接奉仕にあたらぬものとして補助の対象としない。

- 2 次のいずれかに該当する共同施設は、組合等の運営上経済的効果の小さいものとして補助の対象としない。

- (1) 利用者が利用構成員の30パーセント未満である共同施設
- (2) 利用構成員が生産事業、販売事業等の資格事業の一部を実施する際利用する組合等の共同施設ではないもの
- (3) 定款に記された組合等の事業を行うために利用される共同施設ではないもの

- 3 次のいずれかに該当する共同施設は、規模又は能力が当該施設を利用する利用構成員の規模や利用量に比して著しく大であるものとして補助の対象としない。

- (1) 利用構成員全体の事業規模が共同施設の能力の80パーセント未満である施設
- (2) 共同施設を利用する構成員数が利用構成員の30パーセント未満である施設

- 4 信用協同組合を除く組合等においては、次のいずれかに該当する共同施設を補助の対象としない。

- (1) その施設の災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員（協業組合にあっては、組合員。）の数で除して得た額が10万円未満の組合等の共同施設
- (2) 利用構成員のうち、激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害により当該区域内にある事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたものの数が利用構成員の総数の100分の30を超えない組合等の共同施設

(交付申請)

第6条 組合等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書をその定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 組合等は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があり、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により組合等に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 組合等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第9条 組合等は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(交付申請前施工工事)

第10条 交付申請前において既に施工済み又は施工中の工事については、復旧事業の対象とされた事業に限り、補助対象とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 組合等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 組合等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第5による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 組合等は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用

保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、組合等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、組合等が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、組合等から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、組合等に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、組合等による債権譲渡後も、組合等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら組合等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて組合等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に基づき知事が出納長に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(状況報告)

第14条 組合等は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、様式第6により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 組合等は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 組合等は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業の実施期間内において会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに第1項に準ずる報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第

9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、組合等に通知する。

- 2 知事は、組合等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

- 2 組合等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による補助金精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第18条 知事は、第11条による承認をしたときは、第7条による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、組合等が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第19条 組合等は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 組合等は、本条第1項の証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 組合等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

の全額又は一部の返還を命ずる。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(財産の管理)

第21条 組合等は、補助事業により組合等が取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 組合等は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 規則第21条第2号及び第3号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第21条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。

3 組合等は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、様式第10によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、組合等が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行し、東日本大震災による災害復旧にかかる補助事業から適用する。

様式第 1

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円
2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙 1 「補助事業計画」 のとおり)
3. 補助事業完了予定期日 年 月 日
4. 補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額
円－ 円＝ 円

(注) 1. 補助金交付申請額は 2 千万円を超えないこと。

2. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

組合別補助事業計画書

1-1 事業内容

(1) 組合の概要

組合名			
組合事務所所在地			
代表理事 役職・氏名			
組合員の業種			
組合の事業			
出資金	万円	利用構成員(組合員)数	名(現 名: 名増・減)
設立年月日	年 月 日	組合の事業区域	
組合区分	<input type="checkbox"/> 事業協同組合 <input type="checkbox"/> 協業組合 <input type="checkbox"/> 企業組合 <input type="checkbox"/> 事業協同小組合 <input type="checkbox"/> 商工組合 <input type="checkbox"/> 信用協同組合 <input type="checkbox"/> 協同組合連合会 <input type="checkbox"/> 商工組合連合会 <input type="checkbox"/> 商店街振興組合		
担当者	所属: 役職・氏名: 電話番号: FAX: E-mail:		

※1) 利用構成員(組合員)数は、協同組合連合会及び商工組合連合会にあつては、その会員たる組合の組合員数を含む。

※2) 出資金及び利用構成員(組合員)数は、平成23年3月11日現在の数値を記入すること。被災後の増減についても記入すること。

※3) 組合員の業種、組合の事業及び組合の事業区域は定款に基づき記入すること。

2-1 復旧事業を行う施設の内容【共同施設】

(2) - 1 共同施設(組合名:)

記号(A→Z)	(記号欄は、被害を受けた施設ごとにA～Zの順でアルファベット記号を振ること)			
共同施設の区分	<input type="checkbox"/> 事務所・会館 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 生産施設 <input type="checkbox"/> 加工施設 <input type="checkbox"/> 販売施設 <input type="checkbox"/> 検査施設 <input type="checkbox"/> 共同作業場 <input type="checkbox"/> 原材料置場 <input type="checkbox"/> その他			
共同施設内訳のうち該当する施設		施設名		
所在地				
種類・構造		用途	延床面積	
被災前の施設の能力(保管, 生産等の能力)及び事業規模・利用状況	施設の能力: 事業規模・利用状況:		施設を利用する組合員数 (員外利用がある場合は員外利用者数を別記)	名・団体 (他員外 名・団体) 計 名・団体
被害の概要(施設及び敷地内)				
り災証明書の有無	<input type="checkbox"/> 有(証明書の写しを添付) <input type="checkbox"/> 無 (証明書の有無に関わらず, 施設の被害状況の詳細がわかる資料・写真等を添付すること)			
復旧事業の内容	復旧事業区分			
	<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 建替			
復旧事業経費(円・税込)	円			

※1) 本事業により復旧を行う施設(建物・建物以外の工作物)ごとに記入すること。複数の施設が被害を受けた場合は、別シートを追加し、それぞれ記入すること。(例:建物(生産施設)A, 建物(倉庫)B, 建物以外の工作物(共同作業場)C・・・等)

※2) 被災前の施設の能力及び事業規模は、本来の施設の保管, 生産等能力と実際の事業規模を対比して記入すること。また、施設を利用する組合員数に員外利用者がある場合は、資料を添付して別紙等により状況を説明すること。

※3) 復旧事業の内容には、復旧事業区分に応じて、以下の内容を明記すること。また、事業内容や事業区分が適正であることを証する書類を添付すること。

(修理・修繕の場合)補強・補修箇所, 施工完了(予定)年月日

(建替の場合)建築に要する手続き状況, 建築制限の有無, 施工完了(予定)年月日

2-2 復旧事業を行う施設の内容 【共同設備】

(2) - 2 共同設備 (組合名: _____)

記号	No.	被災設備の名称	台数	被害の概要, 程度	復旧事業区分	復旧事業の内容/仕様 (メーカー名, 型式, 機能・性能等)	復旧事業経費 (円・税込み)
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替		
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替		
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替		
					<input type="checkbox"/> 修理・修繕 <input type="checkbox"/> 入替		
合計							

※1) 被害を受けた施設内の設備の場合, 施設を特定するため, 記号欄は, 2-1「共同施設」で記入したアルファベット記号(A~Z)と一致させること。

※2) No.欄は, 被害を受けた設備ごとに, 1から順番に番号を振ること。

※3) 復旧事業の内容/仕様欄には, 復旧事業区分に応じて, 以下の内容を明記すること。また, 事業内容や事業区分が適正であることを証する書類を添付すること。

(修理・修繕の場合)修理・修繕箇所, 見積書等取得の有無, 施工完了(予定)年月日, 設置場所が異なる場合は新たな設置場所
(入替の場合)見積書等取得の有無, 入替完了(予定)年月日, 設置場所が異なる場合は新たな設置場所

3-1 復旧事業経費の配分 (組合名:)

1. 共同施設

記号	施設名称	復旧事業経費 (円・税込)
合計金額(A)		

2. 共同設備

記号	No.	設備名称	復旧事業経費 (円・税込)
合計金額(B)			

※1) 2-1「共同施設」で記入した内容と一致させること。

※1) 2-2「共同設備」で記入した内容と一致させること。

3. 経費の配分

補助事業に要する経費(円・税込)	補助対象経費 (円・税込)	負担区分		消費税額等仕入控 除税額(円)	補助金申請額－消 費税額等仕入控除 税額(円)
		組合負担額 (円)	補助金申請額 (円)		
					(≦20,000,000)
備考					

※1) 共同施設及び共同設備の復旧事業経費について、2-1「共同施設」、2-2「共同設備」で記入した内容と整合させること。

※2) 原則的には、「補助事業に要する経費」=「共同施設の合計金額(A)」+「共同設備の合計金額(B)」

※3) 3. 経費の配分で「補助事業に要する経費」=「補助対象経費」とならない場合は、備考欄に理由を明記願います。

※4) 「組合負担額」=「補助対象経費」×1/2(端数切捨て)、「補助金申請額」=「補助対象経費」-「組合負担額」

※5) 「消費税額等仕入控除税額」及び「補助金申請額－消費税額等仕入控除税額」については、補助対象経費を消費税を含む金額として補助金申請額を算出し、控除額は申請時において明らかな場合のみ控除して積算内訳を添付すること。

※6) 記入内容は、補助金交付申請書(様式第1)の記載金額と整合させること。

3-2 復旧事業の内容

(組合名:)

復旧事業の内容	
特筆すべき事項	<input type="checkbox"/> 遡及申請 <input type="checkbox"/> 原形復旧 <input type="checkbox"/> 構造変更 <input type="checkbox"/> 規模変更 <input type="checkbox"/> 合築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 施設等全て流失
実施スケジュール	
復旧事業に係る資金計画等	
震災による影響等	

4-1 補助要件の確認

(1) 利用構成員(組合員)1人当たりの復旧事業経費(組合名:)

共同施設の復旧事業経費総額(B)／組合の利用構成員(組合員)数(A)=10万円以上	組合の利用構成員(組合員)総数(A)		名
	内訳	施設復旧事業経費	円
		設備復旧事業経費	円
	合計(B)		円
	(B)／(A)		

※1) 信用協同組合においては、下記の「(2)利用構成員の被災率」とともに本表による確認の必要はない。

※2) 施設復旧事業経費及び設備復旧事業経費は、それぞれ3-1「復旧事業経費の配分」で記入した金額と一致させること。

※3) 利用構成員(組合員)数は、1-1「事業内容」(1)組合の概要で記入した被災前の員数と一致させること。

(2) 利用構成員の被災率(必要な場合のみ記入)

被災した利用構成員(組合員)名	事業所又は主要な事業用資産の所在地	被災した事業所又は事業用資産名	被災の程度
			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる損害 ()
			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる損害 ()
			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる損害 ()
被災した利用構成員(組合員)数(C)	名	組合の利用構成員(組合員)数(D)	名 (C)／(D) (全体の3割以上) %

※1) 上記「(1)利用構成員1人当たりの復旧事業経費」で(B)／(A)が10万円未満だった場合のみ記入すること。

※2) 「被災の程度」欄に示した損害程度を明らかに下回る軽微な利用構成員の被災については記入しないこと。

※3) 被災証明書等、記入した事業所又は事業用資産に係る被災の証明書を添付すること。

※4) 利用構成員(組合員)数は、1-1「事業内容」(1)組合の概要で記入した被災前の員数と一致させること。

様式第2

第 号
平成 年 月 日

組合名
代表理事 殿

宮城県知事

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記の補助金については、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
4. 被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条ただし書きに規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、前記1.により定められた事業内容のうち、
 - ① 復旧事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る）の10パーセント以内の減少の変更である場合。
 - ② 事業計画の細部を変更する場合。
5. 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額の2分の1を乗じて得た額又は補助金の上限額である2,000万円以内の交付決定額のいずれか低い額とする。
6. 補助事業者は、交付要綱第1条に掲げる法令及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。
7. 補助金に係る消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。
8. 事業年度において新たに国庫補助事業等の対象となることが明らかとなった場合は、交付額の変更を行うことがある。

様式第3

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の
内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、被災中小企業組合等共同施設等復旧支
援費補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変 更 前	変 更 後

- (注) 1. 補助事業計画書に準じて記入のこと。
2. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(2) 経費の配分

被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金

(単位：円)

組合の名称	補助事業に 要する経費		補助対象経 費		負 担 区 分				備考
					組合負担額		補助金申請額		
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計									

(3) 補助事業完了予定期日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

様式第 4

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を
下記の理由により中止（廃止）したいので、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助
金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 組合名
2. 中止（廃止）する理由
3. 中止の期間（廃止の時期）

（注）本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第5

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第12条の規定に基づき報告します。

記

1. 補助事業の進ちよく状況
2. 事故の内容及び原因
3. 事故に係る金額 円
4. 事故に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第6

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の
遂行状況を被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第14条の規定に基づ
き下記のとおり報告します。

記

(金額単位：円)

補助金交付決定		概算払年月日	概算払金額	事業遂行状況
通知年月日	通知額			

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第7

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金に係る
補助事業の実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を
完了（廃止）しましたので、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第1
5条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金支出表 (単位：円)

組合の名称	補助事業に 要した経費	補助対象経 費	負 担 区 分		備考
			組合負担額	補助金額	
合計					

(注) 実績報告書において、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除額} = \text{補助金額}$$

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金の概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円

1. 交付決定額
2. 概算払受領済額
3. 今回請求額
4. 残 額

(注) 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金の清算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第17条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円

1. 交付決定額
2. 補助金確定額
3. 概算払受領済額
4. 今回請求額
5. 残 額

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第9

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

- （注）1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
3. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第10

第 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

名称
代表者

平成 年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金交付要綱第22条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 組合名
2. 取得資産の品目及び取得年月日
3. 取得価格及び時価
4. 処分の方法
5. 処分の理由

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。